

企画部における随意契約の実績（令和元年度4／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	沖縄県SDGs普及啓発委託業務	令和2年1月29日	4,355,161	株式会社ブレーン沖縄	沖縄県那覇市久茂地3丁目21番1号	令第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により公募し、5事業者より応募があった。業者選定委員会が業務内容や経済合理性等、複数の審査基準に基づき提案の審査を行った結果、総合評価が最も優れていた同社を委託候補者として選定し、契約した。	
2	総合情報政策課	沖縄県電子申請ASPサービス利用契約	令和2年3月2日	19,305,000	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ関西	大阪府大阪市北区堂島三丁目1番21号	第167条の2第1項第6号	現行契約の相手先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に履行させることにより、データ移行等に伴う初期設定にかかる履行期間の短縮、経費の削減が図られることから当該事業者を契約の相手方とした。	特命随意契約 長期継続契約
3	総合情報政策課	沖縄県業務システム用仮想環境基盤運用保守委託	令和2年3月31日	620,400	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2第1項第2号	本業務の内容は、平成27年度に株式会社オーシーシーが受託し、構築されたシステムの保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行すると、障害等発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者である株式会社オーシーシーを契約の相手方とした。	特命随意契約 長期継続契約
4	総合情報政策課	沖縄県地図情報システムASPサービス庁内利用型GISバージョンアップ業務委託	令和2年1月30日	2,732,675	株式会社パスコ沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目14-1	第167条の2第1項第2号	本業務の内容は平成24年度に株式会社パスコ沖縄支店が構築・提供している沖縄県地図情報システムのバージョンアップを行う業務である。 構築・提供事業者以外の者が本業務を履行すると、障害発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築・提供業者である株式会社パスコ沖縄支店を契約の相手方とした。	特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク保守点検業務	令和2年3 月31日	24,200,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の保守点検業務を実施するものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務の実施に際し、本ネットワークの運用を妨げず行う必要があり、障害発生時には原因究明、復旧方法の計画を行い、迅速かつ的確な対応を取る必要があることから、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>以上の理由から、本ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店以外では、設備の円滑な運用に著しい支障を生じるほか、障害発生時の責任の所在が不明瞭となるおそれがあるため、当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
6	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク運転監視業務	令和2年3 月31日	16,500,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワークは、防災通信機能を含め、各種行政情報システムの伝送路として利用する重要回線であり、常に良好な通信回線を提供する必要がある。</p> <p>そのため、本運転監視業務の実施に当たっては、障害発生時の原因調査等、緊急時に迅速な対応ができるよう、機器構成やシステム内容等ネットワークに精通した者に委託する必要がある。</p> <p>また、ネットワーク管理システム、一斉指令システム等は、機器納入メーカーの独自に開発したソフトで稼働するシステムであるため、システム内容を熟知した者でないと対応が困難である。</p> <p>以上の理由から、本ネットワーク整備の主要機器を納入した日本電気株式会社沖縄支店以外では設備の円滑な運用に著しい支障を生じるほか、障害発生時の責任の所在が不明瞭となるおそれがあるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークIP通信システム運用業務	令和2年3月31日	11,418,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下、「本ネットワーク」という。)におけるIP通信システムについて、障害対応やトラブル解決等のシステム運用を行う業務である。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務の実施に際しては、通信障害を未然に防ぎ、又は障害が極力小さくなるよう障害発生時の原因究明、復旧方法の計画を行い、迅速かつ適切な対応を取る必要があることから、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>以上の理由から、本ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店以外では設備の円滑な運用に著しい支障を生じるほか、障害発生時の責任の所在が不明瞭となるおそれがあるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
8	総合情報 政策課	総合行政情報通信ネットワーク中継局自家用電気工作物保安業務	令和2年3月31日	1,544,400	一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西3丁目	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の履行を行う中継局は、電気事業法43条規定により主任技術者の選任義務があるが、同法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同法施行規則52条の2に定める要件に該当する者と保安管理業務を委託する契約を締結し、経済産業大臣(沖縄総合事務局長)の承認を得た場合には主任技術者の選任が免除できるため、一般財団法人沖縄電気保安協会へ業務を委託することにより主任技術者の不選任の承認を得ている。</p> <p>また、本業務は本島、離島の各中継局電気工作物の保安の監督を行う重要な業務であり、業務の適切な履行のため、県内各所に事務所を有しており、実績を積んだ業者と契約を行う必要があるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	総合情報 政策課	沖縄～南大東 間海底ケーブル 等の設備保 守に関する契 約書	令和2年3 月30日	48,037,000	西日本電信電話(株)沖 縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	沖縄本島と南大東間を結ぶ海底光ケーブル等の地上デジタル放送伝送路は、一部の単独財産を除き西日本電信電話株式会社との共有財産として整備した財産である。 当該業者は、当該共有財産により南北大東地区において基礎的電気通信役務を提供していることから、その保守(維持)は電気通信事業法で定める基準により実施する必要があるため、当該事業者を選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約
10	総合情報 政策課	CORAL基幹シ ステム管理業 務委託契約	令和2年 3月31日	26,916,296	一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦 略センター	沖縄県那覇市銘苅2丁目 3番6号 那覇市IT創造館4階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県職員の業務遂行の基盤となっている庁内ネットワークを安全かつ円滑に運用するため、これを構成する情報機器及び通信等の管理業務を委託するものである。 当該業者は、本庁から各出先機関まで含めた約250機関に設置されたネットワーク機器の特性及び必要な設定情報等を詳細に把握しており、これらの機器の設定作業も実際に行っていることから、迅速な対応が可能である。また、不慮のトラブル発生時においても、当該業者であれば、上記同様に機器の特性及び設定情報を把握し、これまでに蓄積してきたノウハウを活用して迅速な対応が期待できるため、障害等による県民サービスの質の低下等を回避し、業務継続することができる。 以上より、本業務の特性と継続性の観点から、競争入札に適さないと考えられるため、当該業者を契約の相手方とした。	特命随意 契約
11	総合情報 政策課	沖縄県庁外ア クセスシステム 保守業務委託 契約	R2.3.23	4,408,800	西日本電信電話(株) 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成27年度に西日本電信電話(株)沖縄支店が受託し、構築されたシステムの保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行すると、障害等発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者である西日本電信電話(株)沖縄支店を契約の相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	総合情報 政策課	沖縄県ホーム ページ管理シ ステム保守業 務	R2.3.23	1,149,500	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋 町17番地の1葵タワー16 階	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成23年度にグローバル デザイン(株)が受託し、構築されたシステムの 保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行する と、障害等発生時における責任の所在等が不 明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れが あるため、構築事業者であるグローバルデザ イン(株)を契約の相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約
13	地域・離島 課	石油製品輸送 等補助事業集 計業務補助 ツール作成委 託業務	令和2年2 月28日	990,000	株式会社セキュアイ ノベーション	那覇市上之屋1丁目18 番36号	第167条の2 第1項第1号	石油製品輸送等補助事業においては、事業 所ごとに油種や輸送形態、輸送数量等を考慮 したうえで、交付決定等の事務手続を行って おり、確認課程が複雑であることから事業者 及び担当課の事務負担が大きい。ついては、 事務作業の効率化・省力化を図るため補助ツ ール作成を委託した。 なお、契約にあたっては、相見積を実施し安 価な価格を提示かつ財務規則第137条の2第 1号第6号に該当する事業者と契約すること とした。	
14	市町村課	住居基本台帳 ネットワークシ ステムにおける 都道府県サー バ集約センター の運用監視等 に係る委託業 務	令和2年3 月19日	6,841,375	地方公共団体情報シス テム機構	東京都千代田区一番町 25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公 共団体情報システム機構へ委託する仕組みと なっているため。	長期継続 契約・特命 随意契約
15	市町村課	住民基本台帳 ネットワークシ ステムにおける ファイアウォ ールの監視及び 保守委託業務	令和2年3 月19日	15,937,218	地方公共団体情報シス テム機構	東京都千代田区一番町 25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公 共団体情報システム機構へ委託する仕組みと なっているため。	長期継続 契約・特命 随意契約
16	市町村課	沖縄県住民基 本台帳ネット ワークシステム ネットワーク運 用管理委託業 務	令和2年3 月13日	11,210,760	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワー クの構築者と同一の者にシステムの運用・改良 等を履行させなければ、円滑な運用に著しい 支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が 不明確となる恐れがあるため、ネットワークの 構築者である左記事業者を契約相手方とし た。	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理委託業務	令和2年3月13日	4,333,560	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
18	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和2年3月13日	3,847,800	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
19	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等の保守管理及び運用支援委託業務	令和2年3月13日	2,343,660	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	住基ネット業務端末等の保守管理等にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約